

栃木県次期プランデザイン等制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

県が策定する「次期プラン」について、県民にその内容を効果的に伝え、理解促進等を図るため、必要なデザイン等を制作した上で印刷用原稿を制作する。

2 業務概要

(1) 業務名

栃木県次期プランデザイン等制作業務

(2) 業務内容

別紙「栃木県次期プランデザイン等制作業務仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3（2021）年2月19日（金）まで

(4) 委託料限度額

9,240,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館9階）

栃木県総合政策部総合政策課政策企画・地方創生担当

TEL 028-623-2206 FAX 028-623-2216 E-mail newplan@pref.tochigi.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/index.html/>

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書の提出締切日からデザイン等提案書等の提出締切日までの間において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

項目	日程 (予定)
実施要領等の公表	令和2 (2020) 年6月5日 (金)
実施要領等に関する質問受付締切	令和2 (2020) 年6月11日 (木)
質問に対する回答	令和2 (2020) 年6月12日 (金)
参加表明書の提出期限	令和2 (2020) 年6月15日 (月)
参加資格の確認結果通知	令和2 (2020) 年6月17日 (水)
デザイン等提案書等の提出期限	令和2 (2020) 年6月25日 (木)
デザイン等提案書等の審査	令和2 (2020) 年6月下旬
選定結果の通知・公表	令和2 (2020) 年6月下旬
契約の締結	令和2 (2020) 年7月上旬

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間 令和2 (2020) 年6月5日 (金) から令和2 (2020) 年6月15日 (月) まで
ただし、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- イ 配布場所 上記2 (5) の担当所属で配布するほか、ホームページからダウンロードできる。

(3) 質問受付・回答

- 本実施要領等に関して質問事項がある場合は、質問書（様式第1号）により次のとおり提出すること。
- ア 受付期間 公募開始から令和2 (2020) 年6月11日 (木) 午後5時必着
- イ 提出先 2 (5) に同じ
- ウ 提出方法 ファクシミリ又は電子メール
- エ 回答期日 令和2 (2020) 年6月12日 (金)
- オ 回答方法 質問者に対してファクシミリ又は電子メールにより行うほか、ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

- 本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第2号）及び参加資格確認書（様式第3号）を作成し、次のとおり提出すること。
- ア 提出期限 令和2 (2020) 年6月15日 (月) 午後5時必着
- イ 提出先 2 (5) に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送
ただし、持参の場合は、休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は書留郵便により期限までに必着すること。
- エ 参加辞退 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 参加資格の確認

ア 参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を次のとおり通知する。ただし、デザイン等提案書等の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(ア) 通知日 令和2（2020）年6月17日（水）

(イ) 通知方法 電子メール

イ 参加資格を満たさないと判断された者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、2（5）の提出先に持参又は郵送のいずれかの方法により、書面（任意様式）で参加資格を満たさない理由の説明を求めることができる。

ただし、持参の場合は、休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は書留郵便により期限までに必着すること。

ウ 参加資格を満たさない理由に関する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

(6) デザイン等提案書等の提出

参加表明書の提出後、別添仕様書及び「次期プラン【第1次素案】について」を参考にデザイン等提案書等を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和2（2020）年6月25日（木）午後5時必着

イ 提出先 2（5）に同じ

ウ 提出物 別表1に示すデザイン等提案書等一式

エ 提出方法 持参又は郵送

ただし、持参の場合は、休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は書留郵便により期限までに必着すること。

オ その他

(ア) 次期プランの名称やキャッチフレーズは未定であるため、暫定的に、名称は「とちぎ元気発信プラン」、キャッチフレーズは「人も地域も真に輝く魅力あふれる元気な“とちぎ”」とする。

(イ) デザイン等提案書等は1者1提案とする。

(ウ) デザイン等提案書等の提出部数は7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

(7) デザイン等提案書等提出書類の取扱い

ア 提出後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 提出書類は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 提出書類の作成及び提出に係る費用等、本プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とす

る。

カ 参加者は、デザイン等提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 提出書類に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

ケ デザイン等提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ デザイン等提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別表2に示す評価項目のとおり。

(2) 審査方法

ア 選定に当たっては、県職員で構成する選定委員会を設置し、審査を行う。

イ 審査方法は、デザイン等提案書等提出書類の内容を審査（書類審査）し、評価項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による審査の総合点が最も高い者（以下「最高得点提案者」という。）を契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。

イ 参加者が1者となった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。ただし、総合点が70点未満の場合には契約候補者として選定しない。

ウ 見積書記載の提示金額が委託料限度額を超えている場合、そのデザイン等提案書等は審査から除外する。

エ 最高得点提案者が複数ある場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

オ 県は、契約候補者と随意契約に向けた協議を行う。この場合、必要に応じて提案の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとする。

なお、契約候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった提案者を契約候補者として協議を行う。

(4) その他

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本実施要領に示したデザイン等提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ 審査に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

キ 前各号に掲げるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為が認められる等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

6 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知

ア 契約候補者選定後、デザイン等提案書等を提出したすべての提案者に選定又は非選定の結果を通知する。

イ 非選定の結果となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、2（5）の提出先に持参又は郵送のいずれかの方法により、書面（任意様式）で非選定理由の説明を求めることができる

ただし、持参の場合は、休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は、書留郵便により期限までに必着すること。

ウ 非選定理由に関する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

(2) 選定結果の公表

以下の項目について、ホームページに公表する。

ア 契約候補者の名称、総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

ただし、参加者が2者の場合、次点者の総合点は公表しない。

7 その他留意事項

(1) 業務の実施体制調書（様式第7号）及び配置予定者調書（様式第8号の1）において、配置予定とした管理責任者については、特別な事由による場合を除き変更することはできない。

別表

○別表1 デザイン等提案書等一式

提出書類		注意事項
①デザイン等提案提出届	様式第4号	○ 代表者印を押印すること。
②次期プラン本編の表紙 デザインのイメージ	任意様式	
③次期プランの内容を県民等 がイメージできる写真5点	任意様式	○ 著作権が委託業者に帰属しているものに限る。上記アとの重複も可能とする。
④法人概要書	様式第5号	○ 法人のパンフレット等を添付すること。
⑤業務経歴書	様式第6号	○ 平成22年4月1日以降の地方自治体発注の企画印刷物の制作実績があること。 ○ 「業務委託契約書」又は「仕様書」の写しを添付すること。
⑥業務の実施体制調書	様式第7号	○ 本業務に配置を予定している者全員について記入すること。
⑦配置予定者調書 (管理責任者)	様式第8号の1	○ 本業務の管理責任者(予定者)が、他自治体の企画印刷物制作業務において管理責任者として携わった実績がある場合に作成すること。
⑧配置予定者調書 (担当者)	様式第8号の2	○ 本業務の担当者(予定者)が、他自治体の企画印刷物制作業務に携わった実績がある場合に作成すること。
⑨業務工程表	任意様式	○ 履行期間中における各業務における詳細なスケジュールについて作成すること。
⑩見積書	任意様式	○ 金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。 ○ 作業内訳ごとに積算内訳を記載すること。

・原則としてA4判用紙とする。やむを得ずA3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。

・枚数に制限はなく、カラー印刷を可とする。

○別表2 評価項目

区分		評価項目	配点
1	デザイン能力	(1) 本編の表紙デザインのイメージは優れているか。	40
		(2) 写真は県民等が次期プランの内容をイメージできるか。	30
2	業務遂行能力	(3) 類似業務の実績に鑑み業務遂行能力が認められるか。	10
		(4) 業務を遂行するために必要な人員が確保されているか。	10
		(5) 見積額は適当か。	10
合計			100